

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 三〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三〇
- 青少年に有益な映画として推奨する件 三〇
- 青少年に有害な図書類として指定する件 三〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三〇
- 公告
随意契約の相手方を決定した件二件 三二
- 肥料の登録の有効期間を更新した件二件 三二
- 肥料の登録が失効した件 三二

告 示

福島県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	クオール薬局西若松店	事業所の所在地	会津若松市材木町一〇一〇一六	事業者の名称	クオール株式会社	事業所の主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四一三一―城山トラスタワー三七階	指定年月日	平成二十七年四月一日	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
--------	------------	---------	----------------	--------	----------	----------------	--------------------------	-------	------------	---------	-------------------------------

（社会福祉課）

福島県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	第二云津みどりホーム	会津みどりホーム			

（社会福祉課）

福島県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	訪問看護ステーションこまちの里	事業所の所在地	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後四	事業者の名称	公立小野町地方綜合病院企業団	事業者の主たる事務所の所在地	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六一二
変更前	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後四	変更後	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六一二	事業者の名称	公立小野町地方綜合病院企業団	事業者の主たる事務所の所在地	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六一二

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十五号
 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。
 平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	一三三〇	名称	劇場版 ムーミン で楽しいバカンス	制作者又は配給者	配給 ルム ファントム・フィルム	備考	推奨対象 幼児、小学生、中学生、高校生、青年及び一般
------	------	----	-------------------	----------	------------------	----	----------------------------

(こども・青少年政策課)

福島県告示第四百三十六号
 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	六五八一	種類	雑誌	名称等	チャンプロード 6月号 (06231106)	発行者	株式会社笠倉出版社	指定理由	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を
六五八二	雑誌	実話ナックルズ 6月号	ミリオン出版株	の健全な育成を					

(04877-6)

株式会社

阻害するおそれがある。

(こども・青少年政策課)

福島県告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 本宮市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二本松本宮都市計画下水道事業(本宮市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年二月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十二年二月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで
 (変更後) 昭和五十二年二月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで(平成二十七年四月一日から平成二十七年六月八日までの期間を除く。)
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十三年福島県告示第三百七十四号)の事業地に本宮市高木字中島の全区域を加える。
 事業地に同市本宮字白川及び字一ツ屋並びに高木字狐森、字大石及び字金草入の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち同市本宮字欠下並びに高木字諏訪、字戸崎、字愛宕、字大屋敷及び字沢目の各一部の区域を変更する。

(下水道課)

公 告

公告第134号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
203,418,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第135号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,644,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
839	混合有 機質肥 料	バイオ エイト	3.0	3.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	株式会社 アグレッ ド 福島県 土浦市 中郡町 一丁目 5508番 地	平成30 年5月 9日	

(農業総合センター)

公告第百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
823	混合有	片倉有	7.0	1.0	—	含有を	片倉チツ 東京都	平成30	

機質肥
混710
料

許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	カリン 株式会 社	千代田 区九段 北一丁 目13番 5号	年5月 29日

(農業総合センター)

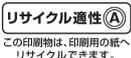
公告第百三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。
平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	失 効 年月日
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
583	なたね 油かす 及びそ の粉末	5.0な たね油 かす粉 末	5.0	2.0	1.0	該当事 項なし。	増子二 郎 福島県 郡山市 久留米 6丁目 28番1 号	平成27 年5月 13日	
791	その他 の草本 性植物 油かす 及びそ の粉末	ひまわ り油か す粉末	4.5	2.5	2.0	該当事 項なし。	増子二 郎 福島県 郡山市 久留米 6丁目 28番1 号	平成27 年5月 13日	

(農業総合センター)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷